⑷　工事内容　本工事は平城宮跡歴史公園内の第一次大極殿院の南門（復原）を新築整備する工事であり、併せて第一次大極殿院を管理する院管理施設の新築、南門復原整備のための素屋根の新設、来園者が工事期間中の南門の復原整備状況を確認できる現場公開施設の新設・とりこわし及び上記に伴う電気関係設備、機械関係設備及び外構整備を行うものである。

南門　木造　平家建　延べ面積196㎡　新築１棟、院管理施設　鉄筋コンクリート造　平家建　延べ面積137㎡　新築１棟、現場公開施設　鉄骨造　新設１箇所、素屋根　鉄骨造　延べ面積2,144㎡　新設１箇所、外構改修一式、電気設備工事、機械設備工事　各新設一式、とりこわし（現場公開施設）とりこわし一式

⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間（契約締結日から工事開始日までの期間）を設定した工事であり、発注者が定めた一定の期間内において落札者が工事開始日を任意に設定することができる工事である。

余裕期間内は、監理技術者又は主任技術者を配置することを要しない他、現場に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資材等の準備は行っても良い。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：工事開始日から1,580日間（ただし、平成29年11月20日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

ただし、現場公開施設については、工事開始日から340日間

⑹　使用する主要な資機材　鉄筋　約200ｔ、コンクリート　約1,700㎥、鉄骨　約1,000ｔ、木材　約530㎥

⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑽　本工事は、工事監理の効率化を目的として、「工事書類の簡素化」を行う工事である。

⑾　本工事は入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。予定価格の算定に必要な項目について、見積価格を記載した見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とする工事である。

⑿　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

２　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年４月28日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から「平城宮跡歴史公園第一次大極殿院南門復原整備工事」に係る特定ＪＶとしての競争参加資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

ⓐ　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

ⓑ　近畿地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ⓒ　近畿地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、単体有資格業者、特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては構成員のうちの１社においては、1,200点以上であること（上記ⓑの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。特定ＪＶ又は経常ＪＶのその他構成員にあっては、経営事項評価点数が1,100点以上であること（上記ⓑの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

ⓓ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記ⓑの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

ⓔ　単体有資格業者、特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶにあっては構成員のうちの１社は、平成14年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記１）から３）までの要件をすべて満たす工事（いずれの場合も、躯体、外装及び内装を含む建築一式工事であること。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

１）建物用途及び工事内容　戸建て住宅を除く建築物の新築、増築、移築工事又は解体修理工事

２）構造　木造

３）高さ　高さ13m又は軒高９m以上のもの

ただし、上記１）から３）までは同一工事の実績であること。

なお、特定ＪＶ又は経常ＪＶにおけるその他の構成員は平成14年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記４）から６）までの要件をすべて満たす工事（いずれの場合も、躯体、外装及び内装を含む建築一式工事であること。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

４）建物用途及び工事内容　戸建て住宅を除く建築物の新築、増築、移築工事又は解体修理工事

５）構造　木造（木造と鉄筋コンクリート造又は鉄骨造を併用した建築物を含む）

６）高さ　高さ13m又は軒高９m以上のもの

ただし、上記４）から６）までは同一工事の実績であること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ⓕ　本工事に特定ＪＶ又は経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

ⓖ　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

ⓗ　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

ⓘ　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）。